

国立研究開発法人産業技術総合研究所デザインスクール事業実施規程

制定 令和元年6月27日 令01規程第5号
最終改正 令和2年7月1日 令02規程第12号 一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）のデザインスクール事業（以下「産総研デザインスクール事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(産総研デザインスクール事業の目的)

第2条 産総研デザインスクール事業は、研究所及び企業等（法人格を有する企業並びに国、研究所以外の独立行政法人及び地方公共団体に限る。以下同じ。）において研究所の業務又は研究開発に関する業務に携わる者を対象に、社会における本当の課題は何か、その解決のために必要な技術をどのように社会に実装すればよいか、経済性や社会的影響まで含めて俯瞰し、理学、工学、経済学、社会学、法律学などの各分野の多様なステークホルダーと合意形成しながらビッグピクチャーを共創し、社会の中で社会とともに社会のために社会的課題解決を実践できる技術経営力（産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第2条第2項に規定する技術経営力をいう。以下同じ。）の強化に寄与する人材の育成を行い、社会での活用の促進を図ることを目的とする。

(産総研デザインスクール事業の内容)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次に掲げる研修の区分ごとに、それぞれ当該各号に掲げる事項を実施する。

- 一 技術経営力の強化に関する研修 技術経営力の強化に関する講義及び研究所における研究活動への従事を通じて行う研修
- 二 企業等と連携して行う実践研修 企業等において研究所と連携して実施する調査研究等に参加することを通じて行う実践研修
- 三 その他人材育成に必要な研修 イノベーション創出に必要なコミュニケーション能力等のスキルアップのため、日常の業務を離れて行う研修

2 前項に規定する研修を「産総研デザインスクール」と総称する。

(育成の対象者)

第4条 産総研デザインスクール事業における育成の対象者は、次に掲げる者とする。

- 一 研究所の職員及び契約職員（以下「職員等」という。）
- 二 第11条第3項に規定するデザインスクール研修員

(デザインスクール諮問委員会)

第5条 研究所にデザインスクール諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）を置く。

2 諮問委員会は、理事長の諮問に応じ、産総研デザインスクール事業の在り方に係る重要事

項を調査審議する。

(諮問委員会の組織)

第6条 諮問委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

- 2 委員長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 委員は、人材育成等に関して高い見識を有する研究所以外の者のうちから、理事長が委嘱する。
- 4 委員長は、諮問委員会の会務を総理する。
- 5 諮問委員会は、委員長が招集する。
- 6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 7 諮問委員会の事務は、デザインスクール事務局が行う。
- 8 この規程に定めるもののほか、諮問委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が諮問委員会に諮って決定する。

(運営に係る基本方針等の決定)

第7条 イノベーション人材部長は、産総研デザインスクール事業の運営に係る基本方針及び重要事項を決定するものとする。

(実施計画書及び実施報告書)

第8条 イノベーション人材部長は、毎事業年度の初めに、前条に規定する基本方針に基づき、産総研デザインスクール事業実施計画書(以下「実施計画書」という。)を作成し、理事長の承認を得なければならない。これを変更しようとするとき(軽微な変更を除く。)も同様とする。

- 2 イノベーション人材部長は、毎事業年度の初めに、前年度に実施した産総研デザインスクール事業に係る実施報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

(実施要項)

第9条 イノベーション人材部長は、実施計画書に基づき、次に掲げる事項を記載した実施要項を作成する。

- 一 産総研デザインスクールの期間及び内容
- 二 実施場所
- 三 応募資格
- 四 応募に必要な書類
- 五 応募書類受付期間
- 六 選考及び決定に関する事項
- 七 参加費に関する事項
- 八 その他必要な事項

(職員等の産総研デザインスクール受講)

第10条 理事長は、職員等に産総研デザインスクールの受講を命ずることができる。

- 2 前項により産総研デザインスクールの受講を命じられた場合は、その受講は、勤務とみな

す。

(デザインスクール研修員の受入れ)

第11条 自らの属する企業等の者を産総研デザインスクールの受講者（以下「スクール生」という。）として派遣するため第13条第1項に基づく募集に応募しようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める産総研デザインスクール受講申請書を研究所に提出し、理事長の承認を受けなければならない。産総研デザインスクール受講申請書の記載事項に変更が生じた場合も同様とする。

2 理事長は、第13条第2項に規定する選考の結果、前項の受講申請に係る者をスクール生と決定したときは、当該スクール生の受入れを承認するものとする。

3 前項の規定に基づき受入れの承認を受けたスクール生（以下「デザインスクール研修員」という。）は、産総研デザインスクールを受講するにあたり、別に定める参加同意書を研究所に提出しなければならない。

(参加費の徴収)

第12条 研究所は、産総研デザインスクールの実施に必要な経費の全部又は一部（以下「参加費」という。）を申請者に負担させることができる。

(スクール生の選考及び決定)

第13条 研究所は、第9条の実施要項に基づき、スクール生を募集する。

2 理事長は、応募者のうちから、スクール生を選考し、決定するものとする。

(スクール生の決定取消)

第14条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、スクール生（デザインスクール研修員に限る。本条において同じ。）の決定を取消することができる。

一 申請者が参加費を納付しない場合（第12条の規定に基づき研究所が申請者に参加費の負担を求めた場合に限る。）

二 申請者が参加の中止を希望する場合

三 申請者又はスクール生がこの規程及び第23条の規定に基づく要領に違反した場合

四 スクール生が第13条第2項のスクール生の選考に係る基準に適合しないと認める場合

2 研究所は、前項の規定によりスクール生の決定を取消したときは、当該スクール生に係る参加費を返還しないものとする。

(産総研デザインスクールの実施)

第15条 研究所は、実施要項の定めるところに従い、スクール生に対し産総研デザインスクールを実施する。

(産総研デザインスクールの中止)

第16条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、産総研デザインスクールを中止することができる。

一 産総研デザインスクールの実施により、研究所の業務に重大な支障が生じる恐れがある場合

二 天災その他やむを得ない事由により、産総研デザインスクールの実施が困難となった場合

2 研究所は、前項により産総研デザインスクールを中止したときは、納付された参加費に未執行額がある場合には、当該未執行額を申請者に返還することができる。

(デザインスクール修了評価委員会)

第17条 研究所にデザインスクール修了評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、スクール生の産総研デザインスクールにおける活動や成果について評価を行い、その評価結果をイノベーション人材部長に報告するものとする。

3 評価委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

一 イノベーション人材部長

二 職員等のうちから、理事長が指名する者

三 技術経営力の強化に寄与する人材の育成等に関して高い見識を有する研究所以外の者のうちから、理事長が委嘱する者

(修了証書)

第18条 理事長は、前条第2項の評価結果に基づいて、スクール生が修了の要件を満たしていると認めるときは、産総研デザインスクール修了証書を授与することができる。

(効果の把握及び記録)

第19条 イノベーション人材部長は、産総研デザインスクール事業の実施及びその改善に資するため、その効果の把握に努めるとともに、記録を作成し、保管する。

(秘密の保持)

第20条 研究所並びに申請者及びスクール生は、相手方が開示した秘密情報について、厳に秘密を保持するものとし、書面による相手方の承諾なくして、第三者に漏えいしないものとする。この場合において、「秘密情報」とは、研究所又は申請者若しくはスクール生に開示した情報であって、秘密である旨の表示がなされている書類又は電磁的記録（複製されたものを含む。）に記載若しくは記録された情報及び口頭で開示された情報のうち、開示に際し秘密である旨明示され、かつ開示後30日以内に書面で開示者から開示内容を特定のうへ秘密である旨通知されたものをいう。ただし、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。

一 相手方からの知得時に既に公知の情報又は相手方から知得後に自己の責めに帰すべき事由によることなく公知となった情報

二 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

三 相手方から情報を知得した時点で既に自己が保有していたことを書面により立証できる情報

四 相手方から知得した情報によらないで独自に創出したことが書面により立証できる情報

五 相手方から開示を受けた後、相手方が秘密である旨示した情報によらず、独自に創出した情報

六 相手方から書面により開示の承諾を得た情報

七 法令又は裁判所の命令により開示を義務付けられた情報

(技術研修規程の適用)

第21条 産総研デザインスクールの受講に関しては、デザインスクール研修員を国立研究開発法人産業技術総合研究所技術研修規程（13規程第23号）第4条に規定する研修員とみなして、同規程第8条から第18条まで、第20条及び第21条の規定を適用する。この場合において、「技術研修」とあるのは「産総研デザインスクール」と、同規程第10条中「第19条により」とあるのは「国立研究開発法人産業技術総合研究所デザインスクール事業実施規程（令01規程第5号）第20条により」と、第20条中「技術研修担当者」とあるのは「デザインスクール事務局長」と、同条第3号及び第21条中「研修員」とあるのは「デザインスクール研修員」とする。

(適用除外)

第22条 研究所は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を申請者又はデザインスクール研修員に対して適用しないことができる。

一 デザインスクール研修員が国、独立行政法人又は地方公共団体から派遣された者である場合

二 その他、特別な事情がある場合

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、産総研デザインスクールの実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令02規程第12号・一部改正）

この規程は、令和2年7月1日から施行する。